

支部（指定機関）活動

1978（昭和53）年8月に活動を開始した全国支部委員会および同年に設置された各地区支部委員会は、2008年12月1日に各都道府県の支部が指定機関に移行を完了したことから、全国支部委員会を全国指定機関委員会として組織変更し、各地区支部委員会を地区ごとに設置する独立する会議体と位置付けた。

これは、2008年12月1日に施行された「公益法人関連三法」への対応には当協会の組織の見直しが避けられないこと、公認会計士による外部監査において別組織であることを明確にするよう指導されたことを受け、当協会と法人格が別である支部は、名称を変更し、支部制度から指定機関制

度へ移行したことによるものである。

当協会は、1954年に長野県を第一号の支部として活動の承認を行い、以後、全都道府県における支部組織と協力して溶接技術の普及に努め、わが国産業の発展に資してきた。支部の名称変更および法人格の明確化はひとつの大きな転換点ではあるが、支部名称が各県溶接協会等の独自の名称に変わったものの、従来からの関係性には何一つ変わりは無く、引き続き溶接技術の普及を中心に緊密な連携を取るものである。それぞれの指定機関独自の活動と相俟って、指定機関のさらなる発展が期待される。

1.1 全国支部委員会（全国指定機関委員会）

全国支部委員会は、2008年9月まで原則として年2回開催し、1999年度からの合計開催回数は21回を数え、活発な活動を行った。本部からの委員と各地区支部委員会からの代表者が出席し、支部の活動状況報告と要望事項、本部からの事業・規則類、さらには関連業界や官庁の動向等の説明をはじめ、多くの意見の交換が行われてきた。ここ10年の間に検討事項として大きな変化があったのは、毎年実施している全国溶接技術競技会の開催地について、競技会の運営委員会からの提案により各都道府県単位の開催から、地区ごとの開催方式への変更を検討したことである。また、開催の順序を地区の代表者の意見交換を交え、全国支部委員会で検討した。

2006年度からは、指定機関制度への移行について説明を行った。支部制度から指定機関制度への移行は、支部活動の根幹にかかわる事項であるため、説明不足や誤解を避けるために直接、支部長等への説明をすることも含め、それぞれで開催された地区支部委員会へ出席し、経緯と制度につ

いて説明し、理解を求めた。十分な準備期間と、きめ細かな移行計画により大きな問題も無く制度の移行を2008年12月に完了した。

全国支部委員会の会議の開催については、2005年度から年2回の委員会開催のうち1回は東京以外の地域で開催することとし、さらに2007年度からは、全国溶接技術競技会の開催地の近辺で開催することにより、その地域の代表者と委員会メンバーの交流が図れるため、全国溶接技術競技会の円滑な開催の一助となっている。

なお、支部制度から指定機関制度への移行から時間がそれほど経過してないため、今後、新たな課題が出ることも考えられるが、その時点で全国指定機関委員会において検討し、解決を図ることとしている。

本委員会の委員長は、本部の役員が務めることになっており、この10年間においては2000年度まで野本理事、2001～2003年度は西口監事、2004年度から現在まで青木理事が就任している。

1.2 支部（指定機関）の位置付け

1999年の定款改正において、支部を定款第33条で規定し、細則上で本部・支部の現状の関係を明確に表現するため、「支部を商法で規定する代理商」の概念を準用し、法律上の位置付けを明確にした。

これは支部へのアンケートによる意向調査で、本部と支部の関係性は設立した時点から独立採算であり、活動方針の決定、人事権および決裁権がそれぞれその組織内に属していることを確認した結果である。ただし、その当時の考えでは、支部として活動を継続する場合には協会の定款上で何らかの位置付けが必要であるとのことから、組織の章において「支部及び支部に関する委員会」として各支部と全国支部委員会を規定したものである。その際、細則において「商法の代理商」の規定を準用する旨を併せて規定し、法人格が別であることを明確にした。

その後、公益法人改革により公益法人に対してより一層の透明性・公明性が強く求められ、また、同一法人格ではない支部について名称変更も含め、その関係の明確化が公認会計士の監査でも指摘された。

それらに対応するため2008年1月に細則を改正し、支部制度から指定機関制度へ転換した。

細則第16条「本会は、定款第3条に定めた目的の円滑な実施を図るため定款第4条に基づき溶接に関する地域的活動を行い、地域への溶接技術の普及啓発を図る事を目的とする団体を理事会の議決を得て指定機関として指定する。」、細則第16条第3項「指定機関は、特別な事情がある場合を除いて各都道府県に1団体とする。」とし、従来の支部の概念をそのままを踏襲し、全支部を指定機関として移行できるよう準備期間を設け、制度変更を実施した。

1.3 支部（指定機関）の事業

支部で実施している事業は、次のような状況となっている。

1.3.1 講習会・講演会・研修会等

2007年度の新たな技術等に関する講習会・講演会は、年間に23支部で53回、溶接技能者評価試験の受験講習会は30支部で263回に達している。これらのほかに、支部によっては労働安全衛生法に関わるガス溶接技能講習、アーク特別教育、その他の特別教育等が行われている。

1.3.2 溶接技術競技会

すべての支部で、被覆アーク溶接および炭酸ガスアーク溶接について競技会が行われており、支部によっては県内でブロックごとの予選会を行ったうえで全国溶接技術競技会への代表者派遣のための選考を行っている支部もある。全国溶接技術競技会の参加者は、被覆アーク溶接の部および炭酸ガスアーク溶接の部それぞれ56名の参加者で合計112名であり、支部単位での累計参加者数は2,175名となっている。

近年、西日本地区を中心とした支部では高校生

を対象とした溶接競技会を開催し、高校生に溶接の魅力のアピールし、若年層にもものづくりへの参加を積極的に促す取り組みが行われている。『溶接ニュース』でも報じられているとおり、これらの競技会へは女子学生の参加もあり注目を集めている。

1.3.3 見学会等

工場見学会等は、8支部で9回開催されている。大きな規模の工場の見学をすることができるため支部の会員に好評を得ている。

1.3.4 技術相談・指導

7支部で技術相談・指導を行っている実績がある。積極的に会員サービスの一環として活動の活性化の一助としている指定機関もあり、溶接技術の普及に大きく貢献している。

1.3.5 機関紙の発行

15支部で会員に対し独自の情報提供を目的として機関紙を発行している。機関紙の中には一般的な「お知らせ」ととどまらず、会員が知りたい

技術的な情報として、溶接技能者評価試験の勘所など会員に密着した記事を編集している。

1.3.6 溶接技術検定試験の業務

協会事業の大きな柱である、溶接技能者評価試験の受験者数は、1997年度に全国で11万9,427人を数えた。その後、経済環境の低迷を反映して2004年度まで連続して対前年比3～5%下落し9万2,219人まで落ち込んだ。それと連動して、支

部での受験者受け数も減少したが、2005年度から受験者数は増加に転じ2008年度は10万6,992人となった。

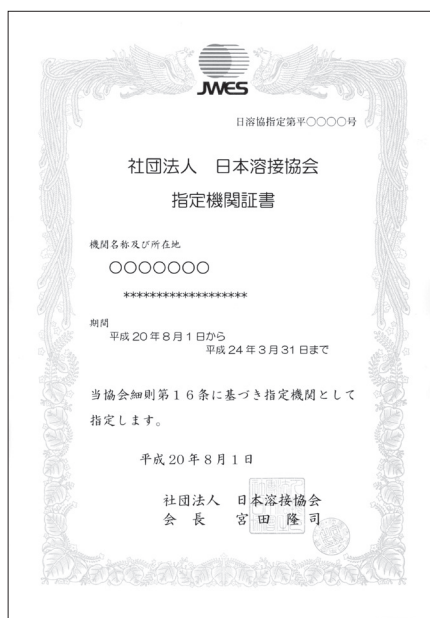
各支部が各地区の溶接技術検定委員会から業務依頼を受けて取り扱う溶接技能者評価試験の業務は、全受験者の96%であり、また、支部の決算のうち溶接技能者評価試験の収入はその年度の事業収入の67%のため、受験者の推移に大きく影響される。

1.4 今後の活動

各指定機関関係者の努力と全国指定機関委員会および各地区溶接協会連絡会の機能充実、さらには協会内外の各方面の支援によって、指定機関の活動は着実に活性化している。

支部制度から指定機関制度へ移行したことに

よって、各地域の指定機関の役割と責任が明確になり地域のための組織（各地域の溶接協会）としての活動が充実して行くことになることを当協会として支援するとともに協力して、わが国の溶接技術の普及向上に務めたい。



指定機関証書（見本）